

# 事務補助員募集案内

(令和4年9月12日採用)

山口地方裁判所

産前・産後休暇中の職員の業務を処理するため、下記のとおり事務補助員として勤務していただける方を募集します。

記

## 1 職務内容

裁判所における一般事務

※ パソコンの操作を含む。

## 2 採用予定庁・採用予定期間・採用人員

採用予定庁	採用予定期間	採用人員
山口地方裁判所	令和4年9月12日から令和4年12月18日頃まで ※ 職員が、上記期間（産前・産後休暇期間）の後、育児休業を取得した場合には、選考の上、裁判所事務官として、臨時的任用又は任期付採用される場合があります。	1人

## 3 選考方法・受付期間・試験期日・試験場所

受付期間	令和4年7月4日(月)から令和4年7月29日(金)まで(必着)
試験期日	令和4年8月19日(金) * 午前中、筆記試験を実施し、筆記試験合格者に対して、午後から引き続き口述試験を行います。
選考方法	(1) 筆記試験(作文) 高等学校卒業程度 (2) 口述試験(面接) ※筆記試験に合格した者に対して行います。 ※採用しようとする官職の職務の内容に照らして、過去の経歴の有効性も検討した上で、総合的に判定を行いますので、面接の際には過去の経歴(職務の内容等)についてもお尋ねします。
試験場所	山口地方裁判所(山口市駅通り1-6-1)

## 4 受験資格・応募方法

<p style="text-align: center;">受 験 資 格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年9月12日現在年齢18歳以上の者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(これと同等の学歴を含む。) ただし、日本の国籍を有しない者又は国家公務員法第38条に該当する者は受験できません。</li> <li>※ 参考 国家公務員法第38条に該当する者       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>2 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ol> </li> <li>・ 在学中の雇入れは行いません。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">応 募 方 法</p>	<p>次の応募書類を、下記の送付先に提出してください。</p> <p>※ 封筒の表に「事務補助員採用選考申込」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>自筆の履歴書</b> 市販の履歴書用紙を使用し、所定の欄に申込前3箇月以内に撮影した脱帽、正面向き、上半身の写真を必ず貼ってください。</li> <li>2 <b>受験票送付のための返信用封筒</b> 宛先及び郵便番号を明記した長形3号の定型の封筒に84円切手を貼ってください。</li> </ol> <p>※ 受験票は後日郵便により送付しますが、郵便事情等により、令和4年8月12日(金)までに受験票が届かない場合には、下記の問合せ先に御連絡ください。</p> <p><b>【申込書類等の送付先・問合せ先】</b> 〒753-0048 山口市駅通り一丁目6-1 山口地方裁判所事務局総務課人事第一係 電話番号(083)922-9137(係直通)</p> <p>※ 電話での問合せ時間は午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日を除く。)</p>

## 5 勤務条件等

採用予定期間	令和4年9月12日から令和4年12月18日頃まで(予定) (土曜日、日曜日及び休日(年末年始等)を除く。) ※この期間は、出産日によって短縮又は延長されることがあります。
勤務時間	午前8時30分から午後5時まで (午後零時15分から午後1時までは休憩時間)
給与	日額 6,951円から8,408円まで このほかに、通勤手当相当額(勤務1日当たり2,610円以内。1箇月当たり合計55,000円以内)が支給される場合があります。 なお、住居手当、扶養手当等の諸手当は支給されません。
その他	<u>職員が産前・産後休暇期間の後、育児休業を取得した場合、事務補助員としての採用予定期間後も、別途選考試験(面接)を実施した上で、裁判所事務官として臨時的任用又は任期付採用される場合があります(この場合、事務補助員と同様の仕事内容で、給与・勤務時間等については正規職員と同一の法規の適用を受けます。)</u> 。 <u>詳細は、4記載の問合せ先にお尋ねください。</u>